

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

受付開始	2019年2月18日(月)
第一次締切	2019年2月23日(土) / 消印有効採択発表:2019年3月中 ※
第二次締切	2019年5月8日(水) / 消印有効採択発表:2019年6月中
事業期間	交付決定日より、「一般型」は2019年12月27日(金)まで、「小規模型」は2019年11月29日(金)まで

電子申請による受付は、二次締切分について2019年4月中下旬から開始予定です。

※第一次締切で採択されなかった案件は、第二次締切分の案件として審査の対象となります。

事業の目的・概要

生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

対象類型と補助額・補助率等

対象類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
基本要件	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善を行う事業	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行う事業
3～5年で、「付加価値額」年率3%、及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること		
一般型	・補助額：100万円～1,000万円 ・補助率：1/2以内 ※ ※生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」、又は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を、2018年12月21日以降に新たに申請(申請中を含む)し、それぞれ認定・承認を受けた場合：2/3以内	生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(注)
小規模型	・小規模な額で「設備投資」又は「試作品開発」を行う事業 ・補助額：100万円～500万円 ・補助率：1/2以内 ※ ※生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」、又は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を、2018年12月21日以降に新たに申請(申請中を含む)し、それぞれ認定・承認を受けた場合：2/3以内 ※小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20名以下の特定非営利活動法人の場合：2/3以内	

上記の各型には、複数の中小企業の共同申請や特定非営利活動法人も申請が可能です。

・共同申請として申請を行う場合、共同申請者全体の補助上限額が一般型1,000万円、小規模型500万円となります。

・広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人は、法人単体、又は中小企業者と共同で申請できます。

注)専門家の活用がある場合の補助対象額は、補助率の範囲内で、上限額が一般型は1,030万円、小規模型は530万円に増額されます。

支援スキーム



■ 公募要領・申請様式の詳細は、「大阪府中央会」のホームページをご覧ください。 <https://www.maido.or.jp/>

■ 大阪府内で実施する補助事業の申請先は「大阪府地域事務局」です。上記期限内に下記まで送付してください。

＝申請書の送付先＝

大阪府中小企業団体中央会
ものづくり中小企業支援室
〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2番5号
マイドームおおさか 5階

＝お問い合わせ先＝

TEL 06-6947-4378 FAX: 06-6947-4379
問合せ時間：
10:00～12:00 13:00～17:00/月～金(祝日除く)